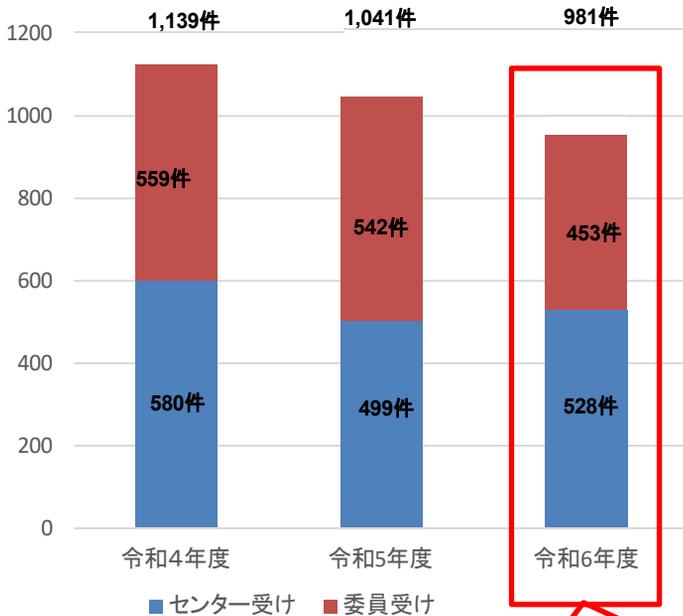


1 秋田県内の行政相談受付件数

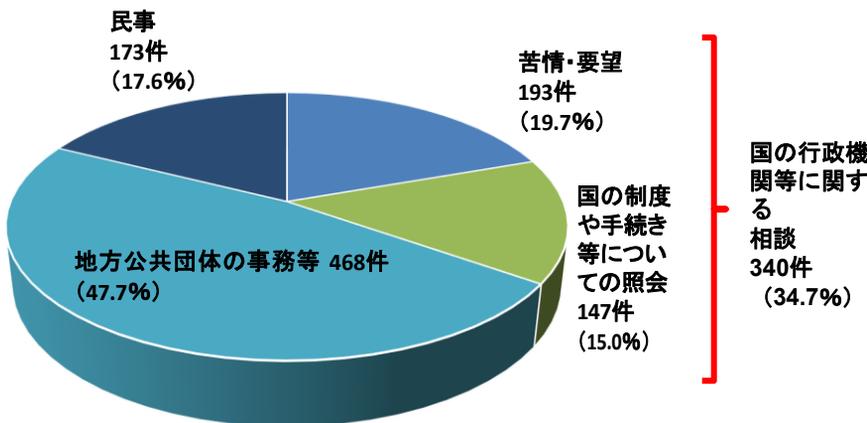
秋田県内の相談受付件数の推移 (令和4年度～6年度)



令和6年度行政相談受付件数は981件でした。

- ・ 前年度より5.8% (60件) 減少し、相談受付の減少傾向に変化がありませんでした。
- ・ 行政相談委員が受け付けたものは453件 (全体の46%) でした。
- ・ 秋田行政監視行政相談センター (きくみみ秋田) が受け付けたものは528件で、前年度から5.8% (29件) 増加しました。

令和6年度実績 (981件) の事案別相談受付件数



【本件照会先】
主任行政相談官室 (佐藤)
電話 : 018-824-1426
メール : akita20@soumu.go.jp

2 行政分野別件数(国の行政機関等に関する相談)等

令和6年度の行政分野別の国の行政機関に関する相談(苦情・要望、照会)は、340件が寄せられました。内訳としては、

- 雇用・労働(労働基準、職業安定等)
 - 国民の権利擁護(登記、戸籍・国籍、住民基本台帳、人権擁護等)
 - 公務員(制度、服務、恩給等)
- などの相談の割合が多くなっています。

雇用・労働に関する相談の例

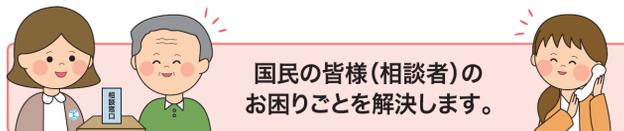
- 精神疾患で休職中の会社を退職するに当たり、違約金の支払いが必要と言われて困っている。
- 働き先の時給が上がったことは良かったが、扶養親族対象の103万円を超過しないように労働時間を少なくしなくてはならず、手取り収入金額が変わらないことが残念である。

国民の権利擁護に関する相談の例

- 40年前に購入した土地の名義変更登記が未了で、今般の登記義務化の法改正に合わせて移転登記したいが、売主が所在不明のためどうしたらよいだろうか。
- 山林を遺産相続したが、その処分をしたい。国が受け取ってくれるようだが、どこに相談すればよいのか。
- 市役所に友人の住民票を代理で請求に来たが、発行してもらえない。

公務員の服務に関する相談の例

- 国の出先機関の非常勤職員採用面接の際に、官署から遠隔地に居住しているのになぜ応募したのかといったいやがらせのような発言を受け不愉快な思いをした。
- 地域おこし協力隊員が二地域居住することはできるのだろうか。



3 行政相談による改善例等

(1) 市営住宅の連帯保証人の免除対象にしてもらえないだろうか

【相談要旨】

私は親からの暴力被害を受けたため、住民票の閲覧制限措置をもらっていて市営住宅に住んでいる。入居の際に連帯保証人となってくれた叔父から、事情によりその辞退の申し出があり、市の担当部署に連帯保証人の免除を求めたのだが、ほかの連帯保証人を見つけてくれとの一点張りだった。民間の保証機関では経費負担が大きく利用できない。どうすればよいただろうか。



【対応結果】

当センターでは、当該自治体の公営住宅に関する例規を確認の上、申出の状況に鑑みて、連帯保証人を免除する特別な事情にあると考慮できないか照会を行った。

当該自治体では公営住宅担当部署のほかにも別途同様の相談を受け付けたことから、再度検討の結果、DV被害者に準ずる者として、連帯保証人を免除するとの判断を示すに至った。

(2) 通学路沿いの河川敷の雑草が繁茂しているので除去してほしい

【相談要旨】

市内の河川沿いの県道は中学校の通学路にもなっているが、河川敷の雑草が繁茂して自転車・自動車の往来見通しが悪く、クマの出没情報もあることから、速やかに雑草を除去して安全を確保してもらいたい。



【対応結果】

相談を受け付けた行政相談委員が市役所担当課へ対応を依頼したところ、2週間後に河川敷一帯の除草が完了し、相談者からは子どもたちが安心して通学できると大変喜ばれた。



(3) 大雨で崩れた法面が道路を塞いでいるため土砂を撤去してほしい

【相談要旨】

大雨により県道の法面が崩落し、私が所有する田んぼも一部損壊した。土砂が県道に堆積し、通行できないので撤去してもらいたい。



【対応結果】

行政相談委員は安全を確保した上で現地を確認し、市の担当課に対応を依頼した。市と県が連携して対応することとなり、約2か月後に法面と農地の修復工事が実施されて通行が可能となった。



(4) 空き家の屋根が壊れて危険なので撤去してほしい

【相談要旨】

空き家の屋根の一部が壊れ軒下にぶら下がっている状態になり、すぐ下にある畑に行く際に危険を感じているので、撤去してもらいたい。



【対応結果】

行政相談委員は現地を確認して市担当課への依頼とともに、町内会長から空き家所有者に連絡してもらったことにした。

所有者が業者に修理依頼したと町内会長から連絡があり、相談から2か月後に撤去作業が完了した。



総務省の行政相談とは

- ・行政相談は、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を推進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。
- ・行政相談は、無料で、秘密は厳守されます。

行政相談委員とは

- ・総務大臣が委嘱した民間有識者で、地域における信望の厚い方々が、無報酬のボランティアとして、国の行政などに関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。
- ・全国で約5,000人、県内では 82 名(各市町村に 1 名以上配置)の行政相談委員が、定期的に相談所(市町村役場、公民館等)を開設するなどして地域の皆様からの相談を受け付けています。また、地域のイベント会場などで、不定期に相談所を開設することもあります。

行政相談の窓口は

- ・行政相談は、「きくみみ秋田」や行政相談委員へ直接お尋ねいただいたり、郵便、電話、ファックス、インターネットでも受け付けています。

(おこまりならまる まるくじょー ひやくとおぼん)

行政苦情110番(全国共通) 0570-090110

インターネットによる相談

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

きくみみ



総務省行政相談センター

総務省では、行政相談を国民に親しみやすく気軽に利用してもらうため、行政相談窓口の愛称を「きくみみ」としました。コンセプトは(地域社会に寄り添って一人ひとりの声を聞く)です。行政相談のマスコット「キクーン」ともども、よろしくお願ひします。